

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 2 6 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

東大阪市福祉部指導監査室  
施 設 課 長

### 運営推進会議の開催に関する当面の取り扱いについて

平素より、本市福祉行政にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、先に「新型コロナウイルス関連の肺炎の発生防止策の徹底について」を通知させていただいたところですが、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては介護・医療連携推進会議）の開催について、感染拡大を防止する観点から、以下の取り扱いとさせていただきます。

各事業者におかれましては、日頃より感染症発生防止策に努めていただいているところですが、対応を徹底いただきますよう、改めてお願いいたします。

#### 1 運営推進会議の開催について

本日から当面の間、東大阪市内の地域密着型サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症対策として運営推進会議を延期または中止した場合は、運営基準違反に該当しない取り扱いといたします。ただし、延期または中止となった経過について、事業所内で記録を残していただきますようお願いいたします。

なお、事業所の判断で当該会議を開催することについては、一律に制限するものではありませんが開催にあたっては万全の感染防止対策を講じてください。

又、本取り扱いを終了する際は、改めてお知らせいたします。

#### 2 認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件について

1の取り扱いにより運営推進会議を開催しない場合の、認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件の一つである、「運営推進会議が過去 1 年間に 6 回以上開催されていること」については、次のとおりです。

本年度（令和元年度）に運営推進会議を 5 回開催した上で、第 6 回の会議を開催する代わりに、第 6 回の議事について出席予定者に対し文書等で報告・意見照会をし、その結果を緩和申請の際に市に文書で報告した場合は、本年度 6 回開催したものとみなします。

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号  
東大阪市 福祉部 指導監査室 施設課  
TEL 06-4309-3315  
FAX 06-4309-3848  
Eメール fukushishisetsu@city.higashiosaka.lg.jp